

「子どもの権利条約」

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、基本的人権が子どもに保障されるよう国際的に定めた約束ごとのことです。世界中の子どもが、健康的に安心して自分らしく豊かな子ども時代をおくれるように願い、世界の国々がともにつくりました。この条約には54条あります。

子どもの権利条約に書かれた権利は、大きく4つに分けられます。

生存（生きる権利）



子どもには病気やけがをしたら、適切な治療を受けられる権利があります。子どもは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。

関連する主な条項（第6,24,25,26,27条）

発達（育つ権利）



子どもには教育を受ける権利があります。また、休んだり遊んだりする権利や、自分らしく成長するために、様々な情報を得て、自分の考えや信じることを守られる権利があります。

関連する主な条項（第7,8,9,10,11,18,21,28,29,31条）


保護（守られる権利）



子どもにはあらゆる種類の差別や虐待、暴力、から守られる権利があります。紛争下の子ども、障害のある子ども、少数民族や先住民族の子どもなどは特別に守られる権利もっています。

関連する主な条項（第19,20,22,23,30,32,33,34,35,36,37,38,39,40条）

参加（参加する権利）



子どもには、自分の関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動する権利があります。他の人の権利を侵害したりしないようにそのときは、注意する必要があります。

関連する主な条項（第12,13,14,15,16,17,31条）

子どもの権利条約（フリー・ザ・チルドレン・ジャパン翻訳版）
1989年国連で採択 1990年国際条約として発効 日本は4月22日に批准し、1994年5月22日に発効

前文

子どもには「権利」があるってことを、きみは知っているかな？「権利」は、すべての子どもに保障されるべきもので、すべての子どもが生まれながらに持っているとても大切なものなんだ。だから一緒に子どもにはどんな「権利」があるのかこれから見ていこう。ここでは、世界中の子どもが健康的に安心して自分らしく過ごせることを願って、世界の国々が集まって1989年につくった「子どもの権利条約」の内容について紹介していくよ。ここで紹介する「子どもの権利」のひとつひとつの条文はどれも同じように大切で、どれ一つ欠けてもいけないんだよ。きみたち子どもが、子どもの権利の内容を知って、自分以外の子どもにも権利があることを理解して、きみが権利を使いながら有意義な自分らしい生活を送れることを願っているよ。

- 第1条 18歳になるまではみんな子ども。
- 第2条 世界中の全ての子どもに、権利がある。だから、差別はダメ。
- 第3条 子どもにとっていちばんいいことを。
- 第4条 国には、「子どもの権利条約」を守る責任がある。
- 第5条 お父さんやお母さんには大切な役割がある。
- 第6条 きみには、生きる権利がある。
- 第7条 だれにでも名前や国籍がある。
- 第8条 きみは、世界で特別な一人。
- 第9条 子どもには、親と暮らす権利がある。
- 第10条 おやちが国に住んでいても、会うことや一緒に住む権利がある。
- 第11条 親の勝手で違う国に連れて行かれない権利がある。
- 第12条 きみには自分の意見や気持ちを周りに伝える権利がある。
- 第13条 きみには自分の考えや思いを表現する権利がある。
- 第14条 きみには何かを信じる自由がある。
- 第15条 仲間が集まる権利がある。
- 第16条 自分の秘密を守る権利がある。
- 第17条 知りたいことを知る権利がある。
- 第18条 お父さんとお母さん両方に子どもを育てる責任がある。
- 第19条 子どもは親から暴力や暴言を受けない権利がある。
- 第20条 家庭で暮らせない子どもは特別な支援を受ける権利がある。
- 第21条 養子になる子どものことを第一に。
- 第22条 自分の国にいられなくなった子どもへの支援。

- 第23条 障害のある子どもは特別な支援を受ける権利がある。
- 第24条 病気になったら治療を受けられる権利がある。
- 第25条 入院したり施設で安全で安心なを送る権利がある。
- 第26条 生活が苦しい家庭の子どもは特別な支援を受ける権利がある。
- 第27条 人間らしく生きる権利がある。
- 第28条 きみには、教育を受ける権利がある。
- 第29条 子どもが大切にされる教育を。
- 第30条 少数民族や先住民族の子どもは自分の文化や信仰をもつ権利がある。
- 第31条 遊んだり休んだりする権利がある。
- 第32条 害のある仕事から守られる権利がある。
- 第33条 危険な薬から守られる権利がある。
- 第34条 性的な暴力から守られる権利がある。
- 第35条 誘拐から守られる権利がある。
- 第36条 子どもに害のあることはすべて禁止！
- 第37条 子どもへの死刑やごうもんは禁止。
- 第38条 戦争から守られる権利がある。
- 第39条 傷ついた子どもを元気に。
- 第40条 子どもを裁く時は特別な心くばりを。
- 第41条 この条約より良い法律はそのままで。
- 第42条 きみには「子どもの権利」を知る権利がある。
- 第43条～第54条 国や国際機関の役割。



認定 NPO 法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパンは世界のすべての人々が誰一人取り残されることなく、心もからだも健康で、自身の夢や希望を実現でき、国籍・宗教・年齢・性別・文化・障害の有無に関係なく、互いを認め合い、互いに勇気づける多様性のある社会をめざしています。